



## 「廓清会」の成立： 廃娼運動史の系譜

著者	小倉 襄二
雑誌名	人文學
号	97
ページ	70-82
発行年	1967-07-20
権利	同志社大学人文学会
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000002695">http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000002695</a>

## 「廓清会」の成立

— 廃娼運動史の系譜 —

## I 「廓清会」成立前後

吉屋信子の「ときの声」(一九六五年七月刊・筑摩書房)は、東京、荒川三の輪、浄閑寺、一名、「投げ込み寺」の記述に筆をおこしている。この寺は、徳川時代から吉原遊廓の娼妓の亡骸を葬むったところで、遊女が死ぬとその遺骸は、この寺の門前に放置され浄閑寺では無縁仏として埋葬するならわしであったという。「ときの声」は明治、大正、昭和の三代にわたる日本廃娼運動史として構成され、その主役として、救世軍と山室軍平をめぐる人物群像の動きを生々とした筆致で描き、浄閑寺の運命に象徴された公娼たちの惨害にみちた生存を刻明に描出した秀作である。

廃娼運動は、わが国の婦人運動史のみならず、社会運動、社会思想史上にみても、きわめてユニークな位置を占めている。「廃娼運動とは売笑婦の廃止乃至排斥運動をいうのである。故に廃娼運動には二つの種類がある事を知らねばならぬ。一は広義に観た

## 小 倉 襄 二

る廃娼運動であって、公娼といわず私娼と言わず、凡ての売笑婦を廃止若くは排斥するものである。一は公娼制度の廃止運動を指す狭義の廃娼運動である」(伊藤秀吉著・「日本廃娼運動史」一頁)しかし、その広義、狭義の廃娼運動は当然に一線を劃するものではない。後者の公娼の廃止をもとめる運動を核として、救世軍をはじめとする運動体がひろく世論に訴え啓発的活動を展開するとき、前者にみる広義のアクションをつねにとまなうことになったのである。明治初年以降、廃娼運動は、十年を一期として「油を注いだ如く烽火を挙げる」と称されているが、だいたい五期にわけて、その史的展開を追うことができる。

第I期、一八七二年(明治五年)―一八八七年(明治二〇年)。  
 マリア・ルース号事件(一八七二年・明治五年)、「娼妓解放令」(大政官達第二百九十五号・明治五年) 埼玉廃娼(一八七五年・明治八年・県令白根多助の英断)、群馬廃娼(一八八〇年・明治十三年・群馬県議会・県令揖取宗彦の英断)などの事件があり、

前駆的な時期である。

第Ⅱ期、一八八七年（明治二〇年）—一八九七年（明治三〇年）、日本基督教婦人矯風会（一八八六年明治一九年・結成）、全国廃娼大会（一八九〇年明治三年）があり。全国的に廃娼運動が萌芽をだし、植木枝盛、島田三郎、徳富猪一郎、植村正久が参加している。

第Ⅲ期、一八九八年（明治三二年）—一九〇七年（明治四〇年）、自由廃娼運動を特徴とし、救世軍の山室軍平とその同僚たちの活躍、ユー・ジー・モルフイ氏、木下尚江、安部磯雄、矢島楯子、森川抱次らの強力な発言がある。

第Ⅳ期、一九〇九年（明治四二年）—一九二二年（大正一〇年）、本稿の主題としての廓清会の成立をふくみ、曾根崎遊廓の廃止、難波新地の廃止、大正期に入って、飛田遊廓の新設反対などの大きなたかまりがうまれた本格的な運動として伸展した時期。

第Ⅴ期、一九二三年（大正十二年）—一九三〇年代（昭和初期）にかけて、運動の国際化、組織の強化、連携地域における廃娼同盟会の活躍、林歌子、久布白落美らの活躍がとくに目立つ時期。

この時期区分は、伊藤秀吉の「日本廃娼運動史」（一九三二年刊）、「紅灯下の彼女の生活」（一九三一年刊・実業之日本社）によった。

ここで主題とする「廓清会」はすでにふれたように第Ⅳ期に成立している。生江孝之によれば「明治四十四年吉原遊廓が全焼した際かねて監察同様の生活を強いられていた多数の娼妓が逃場を失って焼死した悲惨なる事件が突発した。之は大いに世間の耳目

## 「廓清会」の成立

を衝動したが、此の秋基督教の有志達は人道に上訴すべからざる婦人奴隷解放を期して『吉原遊廓再興反対』のために奮起し、廓清会なるものを組織して新たに廃娼運動を起すこととなった」とのべている。（『日本基督教社会事業史』教文館・一九三二年刊）。この時の火災は明治四四年四月九日のことで廓内焦土と形容される大火となった。その焼跡から焼死の娼妓の死体が続々とあらわれ、多数の重傷者を出した。『ヨシワラ、全焼』の東京電報は欧米各国にとび、フジヤマ、サクラとならんで著名なヨシワラの全焼はさまざまな反響をよび、英国廃娼同盟会から幹事モリス・グレンゴリーを日本の廃娼運動に派遣することになり、ロンドンの婦人団体ゼーン・ゴブデン・ユニオン（代表メリ・パンチング女史）からも東京市長宛に、この際こそ吉原廃止を切望するという外電がくる仕末であった。その内容は「東京市長閣下。茲に一書を呈し候、それは東京吉原に於ける不幸なる婦人に関するものに有之：茲に此家なき状となれるを機とし幸に自由を得るに至るか、或は依然として旧状に復するに至るべきか突に痛心に不堪候、此同情の念より閣下に御尋申上候は此際此隔離所を撤廃して純潔なる生涯に復せしむる為め、敢て一步を進められ度希望に不堪候」（『廓清』第一巻・第二号の訳文より）というもので、ヨシワラは世界語で「公許売春区域」（Licensed Prostitution Quarter）の代名詞ともなっていたから焼失にともなう国の内外における反響は激しいものがあつた。国内においても、明治三八年より、明治四一年にかけて群馬県下において「非公娼戦」と称されるような

## 「廓清会」の成立

廃娼派、置娼派の地方政治を二分する紛糾に対決した廃娼派は、ついに湯浅治郎、萩原国太郎、森川抱次、島田三郎らの活躍によって勝利をおさめ、日本唯一の廃娼県の榮譽を確保していた。さらに、明治四二年七月には、大阪の曾根崎新地が全焼したのを機として、婦人矯風会、キリスト者を中心に、平田内相らに陳情書を送り、府知事には直接復興反対の意見を具申し、矢島楯子、林歌子、島田三郎、山室重平、外人宣教師の支援、集會、演説、印刷物による猛運動によって、辺地への移転を目標としたものがついに貸坐敷免許地の廃止―廃娼獲得という大成をえて、運動IV期にむかつて一つのたかまりをみせる機運にあった。この時代の背景と運動の流れと廓清会結成とは必然的なつながりを有している。海外の婦人団体にさえ吉原全焼は衝動を与えたのだから、まして国内の廃娼運動団は、曾根崎新地での成功もあって「時こそ到れ」とばかり「吉原再興反対」の大演説会を連日開催、平田東助内相への「公娼廃止に関する陳情書」の提出、警視総監、東京市長を歴訪する事態に發展し、島田三郎、安部磯雄、山室重平らは咽喉のかれるまで熱弁をふるい、キリスト教徒の外に、理想団、婦女新聞社、などの主催による演説会が開催された。IV期の廃娼運動は吉原復活阻止をめざして、激しいスタートをきり、この活動を契機として、廃娼に志す人々の結集体として廓清会が成立するのである。この運動にもかかわらず吉原そのものは曾根崎新地の場合のごとくに廃止には成功せず、突に、明暦大火いらい二二回目の焼失であったが吉原は不死鳥のように、黒い焼跡、娼妓の

焼死体を掘り出した焦土のうえによみがえったのである。(吉屋信子・「ときの声」、伊藤秀吉「紅灯下の彼女の生活」・「日本娼妓運動史」参照)

このとき内相平田東助宛に提出された婦人矯風会総代矢島楯子による「公娼廃止に関する陳情書」はその表現、論理などに当時の娼妓論者の考え方が鋭く反映した格調の高いもので全文は次のごとくである。

### 公娼廃止に関する陳情書(全文)

遊廓を設置し公娼を許可して白昼に醜業を営ましめ、政府之を俟つこと一般正業の如き我国の現制は文明諸國の奇異なる制度として視る処と奉存候。倫理の上より觀候へば之を絶滅して其跡を遺さざらしめんこと妹等の宿願にして、多年此点に向いて微力を尽し来り候、或は現代社会の文明未熟にして理想の実現し難き事唯此一事のみならず、故に止むを得ずして此陋習を存するのみ、制度上暫く之を忍ぶべしと論ずるもの有之候得共、現今の公娼は已むを得ずして之を黙止するにあらず、却つて之を奨励するが如き形迹を存し候は蓋ふ可らず、之に種々の景氣を添ふる举措と公許し、官民も亦足を此地に入るゝを恥とせず、又醜業者が政府の与えたる特権を恃みて他の正業と同一の市民なりと自認し、之が為に幾多の余弊を醸出し、淫風を煽ぎ官民を齷する等其不良の結果は皆公娼制度の許可より来るものにして、之を止むを得ずして黙許すと言ふ可からずと確信仕候。内に於ける不良の制度は溢れて外に對する国辱を招き候こと自然

の結果にして日本に來遊する外人中其正しきものは奇習蛮俗として之を擯斥し、斯の如き醜業を公許し其醜者に市民の公權を与え、或は議會に其人の列席するを見て、指して國民の品位を蔑視するに至り、好奇の外人は之を旅行記に載せて日本特殊の異風として世界に伝播し、日本の文明に汚点を加えしめ候こと妹等の平生痛歎する処に御坐候、我醜業婦が海外に出稼ぎをなし、日本特殊の異風なりと世界に輕侮の謗を受け、政府も國民も其面目を損すること少からず候は、畢竟単に此事の偶発にあらずして内に公娼を許し此醜業を恥とせざる一種の陋習が外に向つて此の如き悪影響を生ずる者と確信仕候。東京市内多年の醜業地点たる吉原の遊廓が近日火災の為に全廃致候事は、上述の弊害を一掃すべき好機會と存候、元來此業は他の正業と同からず、許否共に政府の随意に決定せらる可き者にして一般國民權内の正業と其基礎を異にするものに候処、因襲の久き容易に之を廃止する能わず奇異なる陋習を遺存したるものと存候、今日火災の為全滅せしは全滅の時機自然に到來せしものにて、再び許可せられざれば永く此醜跡を首都より掃蕩し、以て世界の東京たる体面を擁護するを得べしと奉存候。妹等平素女性に対する侮辱を悩みとし、又日本民族の名譽を保全せんとするの宿志を此に吐露し、政府の断然たる御英断あらんことを願ひ此に建議仕候謹言。

日本基督教婦人矯風会総代

矢 島 楨

「廓清会」の成立

内務大臣男爵

平 田 東 助 殿

吉原そのものは残つたが、同明治四四年七月二六日に暴風雨がおこり、東京灣の激浪が津波となつて洲崎遊廓を襲ひ娼妓をふくめ二十一名の死者を出す惨事が起つた。吉屋信子はこのあたりのことを「奇しくも同じ一年の間に、春は吉原の火責め、夏は洲崎の水責め、二つの廓は地獄の相を呈して公娼の犠牲者が数多かつた。廢娼団はこの実態にいきり立つてまったく寝食を忘れて奔走したるが国外では清國に革命軍が起るし、国内では陸海軍から軍備擴張を迫られて、桂内閣も瓦解かと噂の最中、要路のお役人は吉原がどうの洲崎はどうしたとか、そんなことにかまつてはいられなかつた」と描いている。廢娼派の団結によつても吉原の復活は阻めなかつたが、「嗚呼、天の惡所を禍すること何ぞ夫れ甚だしき、吾人亦何をか曰はん。恐懼、恐懼」と批評子をしていわしめた、「地獄變の恐怖」と仲間のみごたらしいありさまをみて、二廓の公娼が、自由廢業に志すものが急増したことが廢娼運動にとつて「天与の賜物」と救世軍をはじめ關係者をよろこばせた。これらのことが、廓清会成立前後の背景である。

とくに矢島楨子の「此頃の廢娼運動」(「廓清」・第一号・明治四四年七月所収)という談話によつて当時の状況をみてみる。全廢運動のカベと活動のかたちがかがわれる。尾崎東京市長は全廢は困難であつて、一朝にはむりであること、廃止できぬとすればどこに再築するかは問題で、今のままが適當であらうと発言し

## 「廓清会」の成立

ている。矢鳥に対して「遊廓も段々衰微して来て、現今では紳士と云われるものは誰も往かぬようになった。矢張りお気を長くなさらないければ駄目です。吉原遊廓の全廃を先生（私）は世界で見られる事であろう」といったので、呆然として返す言葉がなかったといっている。助役の田川大吉郎も現状維持説であり、警視庁も建築物に制限を附するていどにお茶をにごしており、内務省の所管としてたらいまわしに責任をとらうとしない嘆いている。それにも屈せず、檄文を市内各新聞社、各教会に配布して、同年、

五月九日に、当時、麹町にあった津田英学塾で新聞記者の招待会を開催している。これには、時事、東京朝日、国民、報知、万朝、東京日々、中央、読売、婦女新聞、護教、新女界、明治の女子、東京市教育会、福音新報の各代表者、十余名それに津田梅子、安井哲子の両女史も出席し外国での経験談をまじえてこどもも訴えるところがあつた。これは世論形成に大いに役立つことになった。さきにふれた演説会は、同年四月二日、神田青年会館で、満員の聴衆に対して、矢鳥橋子が司会、島田三郎、田川助役、山室軍平が熱弁をふるったことをのべている。同月二九日には、本郷中央会堂で、山室軍平、林歌子、廃止請願書五千枚配布、五月六日には、神田青年会で、林歌子、益富政助、島田三郎、木下尚江、安部磯雄が快弁をふるい、五月―六月にかけていくたびかの演説会をもち、とくに五月二四日、神田青年会館での教役者招待会には、五十余名が参会、江原素六、小崎弘道が吉原全廃を説き廃娼期成同盟会のごとき会の組織をつくることを誓って散会している。

婦女新聞、理想団、メソジスト教会もいくたびが大演説会をもち矢鳥は「正義の声は必ず人の心に達するに違いない、私等お互に益々奮励せねばならぬと信じます」と当時の事情についてむすんでいる。これらの状況がさまざまなかたちでうごいて、直接的に「廓清会」への結集へとすすんだのである。ここで明治前期、中期にかけての廃娼運動は新展開をみるようになったのである。

## II 「廓清会」の構成

雑誌としての「廓清」はその第一号を、明治四四年七月八日に発行している。編集人は、益富政助、発売元は慈善、感化、政治関係の出版をもっぱらとした警醒社書店であった。毎月一回の発行。一冊拾銭であった。「廓清」第一号の編集にあたってその後記に「何れの雑誌にても、其初号には発刊の辞を載するの例に候へども、本誌は廓清会の一機関に候へば、劈頭に趣意書及会則を掲載致候、是れ即ち本誌刊行の理由に外ならず候」としるされているように、独特のスタイルをもっていた。

広く全国に同志の徒を募る

公娼制度の廃止は我國数百年來の悪風陋俗を廓清するの大事業なれば。天下志士仁人の奮励努力を要するや大也、願くは覚醒せる國民

諸君、男女を問わず老少を論ぜず、

速かに來りて本会に入会せられよ。蓋

し之れ国家社会のため也。同胞のため也。人道のため也。

東京市神田区美土代町三丁目三番地

廓清会本部

これが、一般人へのおびかけであった。以下每号の目次の両側には「起てよ、憂世愛國の士。起つて此人道の為に起せる軍隊の大運動は馳せ参ぜよ！」奮えよ、正義博愛の人。奮つて此人身売買の蛮風を廓清せんが為に奮戦せよ」という檄を刷りこんでいた。雑誌のスタイルにも「廓清会」に結集した人々の熱っぽい気魄が伝わってくるようであった。

「廓清会」は、一九一一年（明治四四年）七月八日、午後六時から神田美土代町青年会館で発会式をあげている。東京朝日紙の報道によれば、大盛会であつて、六時前には立錐の余地もなく、一千数百名が参集、江原素六の開会趣意、益富政助の経過報告、安部磯雄は「人道問題としての公娼制度」、山室軍平は「不朽の事業」と題する講演を行った。大隈重信伯は病気で出席できず「公人と公德」と題する長篇の論文を寄せ益富政助代読、さいごに島田三郎が怒濤のごとき拍手に迎えられ、政治、法律、教育、風教の各方面より縦横に現行公娼制度を論評、九時半閉会などと報道している。婦人矯風会の奏楽、廃娼県群馬の各団体よりの祝電、英国婦人協会々頭よりの祝電の披露などもあつた。吉屋信子によれば、「聴衆のなかから飛び入りで壇上に上つて広援演説に立つ顎鬚白く、長く陽にやけに、たくましい顔に眼光鋭い老翁が

「廓清会」の成立

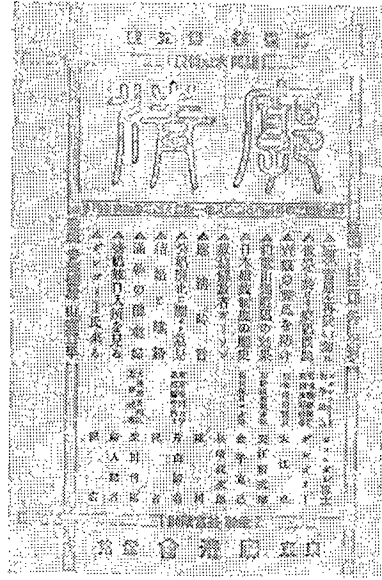
あつた。それは当時、栃木県足尾銅山の鉍毒事件で有名な反骨の義人、田中正造翁だつた。彼毒に滅ぶ農民のために敵身の翁は憐れなる性の犠牲者公娼のために長涙を浮かべて弁じて、会衆を烈しい感動に捲き込んだ」としている。（「ときの聲」一二二六頁）

益富政助の経過報告と廓清会の組織は次のようであつた。

「廃娼に関する問題は、明治二三年の頃島田三郎、三宅雄二郎（文学博士）植村正久、本多宗一（監督）押川公義、中浜東一郎（医学博士）、森林太郎（軍医総監）、根本正（代議士）岩本善治（金森通倫、宮川経輝、其他宣教師諸氏によりて唱へられ廃娼同盟会なるもの組織せられ、各地に運動を開始し、群馬県廃娼の実行の如きは、此運動が直接に与つて力ありしなり。然るに年を閲するに従い、種々の事情より廃娼同盟会は自滅の悲境に陥り、其後の遺業も継いで運動する処あり。例せば和歌山等に於ける遊廓新設の儀に対して反対の声をあげ、又は四十二年大阪大火に際して新地遊廓移転問題を提唱し、更に最近に至つては吉原大火を好機として、吉原遊廓廃止の議を唱え、或は当局者を訪うて意見を陳述し、或は同志を糾合して遊廓再起否認の請願を為し、更に各方面に公開演説会を催し、社会人心に覚醒を与うると同時に、該問題にする啓論の声を高め、要するに社会風紀の廓清の為、人倫道徳擁護の為、其ベストを尽し来れり。更に又一面に於ては救世軍を中心として娼妓救済の事に当り、娼妓の人権を尊重し、廃業を望む娼妓に対しては、一刻も早く此不正の業を捨てて正業に就か

## 「廓清会」の成立

むとする彼等の志を励まし助け、其一士官の如きは暴漢の為に殴打の禍に罹りても尚且つ之を意とせず、頻々として救済の実を挙げつつあり。近頃には遠く大阪の遊廓より二人の娼妓逃亡し来りて庇護を求めたるが如き事実あり。如斯にして矯風会及救世



軍又基督教教育会は各立場よりして、人道の為に、正義の為に、人權擁護の為に、可憐なる同胞救済の為に尽力しつつありき。然れども、抑此問題たるや、決して地方的な一小問題にあらず。広く全国に渉りたる国民的大問題也。而も幾百年來の陋習悪俗なるが故に、此膏盲に入れる病を全治して、人倫道德、社会風紀の廓清を謀るは是頗る困難なる事業と覚悟せざるべからず、否困難は正義の為に戦わんとする吾徒の敢て厭う所にあらずれども、何れにもせよ此大問題の解決を見んが為には少からざる年月を要するが

故に、今回有志の者相謀り、茲に廓清会なるものを起し、組織的に、永続的に此問題の解決に奮励努力すべく決定せり」(廓清・第一巻第二号・四九一五〇頁) きわめて簡潔に廓清会の成立について要約している。

明治四四年五月二四日の初回の創立委員会には、島田三郎、矢島樞子、安部磯雄、山室軍平、島貫兵太夫、山本邦之助、鈴木文治、矢吹幸太郎、山田弥十郎、横倉秀子、益富政助らが集り、廓清会の発足のための準備、つぎにかかげる「廓清会趣意書」、「廓清会規則」などをいくたびかの集会において作製した。

### 廓清会趣意書(全文)

維新の事業は政治の改革なりと雖も、其影響の及ぶ所甚広し。先づ社会の組織を一変し尋で人心の束縛を解きたり、其内に起れる進動は著々封建の遺制を打壊せんとするに際し、世界的外来の勢力は、此機運を助け、内外相応じて此に一大急潮を起せり、過去四十余年、大小の変化と各方面の改革とは、皆此運動の影響に外ならず。

此年間に顕現したる各種の改革極めて目覚ましきものありと雖も、顧みるに不規律の痕迹甚多し。是れ其年月の不足なるにより。国内に起りたるものは政治的改革にして、思想涵養の顯現にあらずるにより。外来の勢力、変化と思想に与へたりと雖も、要するに少数先覚の間に限られて一般の人心に普及せざるにより、奴隸の遺制儼として今日に存し、世之を怪まざるが如きは豈文化の不進社会の不規律なる一適例にあらずして



何ぞ。

明治の初年種族の區別を打破して、国民平等の主義を公示し、其余勢の及ぶ所久く慣習の囚虜たりし、所謂穢多の階級を廃止して、千古の束縛を解きたるは快心の事なりき、爾來四十年の今日、婦女を売買して之を奴隸とし、彼等は売淫を強行し、此組織を公認して、其制度を継続せり。嘗てペリニューの奴船を差押へたる事件より、内顧反省して、娼妓を解放したりと雖、其改革は外部の変化に止まりて、内容は殆ど旧時の状態を継続す。是豈人權を尊重する憲政の下に依然奴制を公認するものにあらずや。而して世上一般に平然看過して、之を不論に置くのみならず、其否認者を斥けて、迂腐の論者と為し、其制度廃止を以て不可能事と為す。是れ旧慣に其耳目も蔽遮せられて、事實の直相を看取せず、觀察疎濶にして、問題の要点を把握せざるに由れり。

抑社会の改善に兩機の徑路あり。人心の奥底より一新し、善を好みて之を行ひ、惡を疾みて之を避くるは内発の改造にして、根本の釐革なり。是れ政治制度の達せざる領域にして、宗教教育の力独り之を能くすべし。然れども外観に現はるゝものに至りては、政治制度の力其勢を制して、其害の瀰漫を防止するを得、奴隸廢止の如き阿片禁絶の如きは其適例にして、人の行為を外節より制止し、漸次に内心に其感化を及ぼす者なり。且つ之によりて新に惡に感染するを遏むるの力甚大なることは切に之を思はざる可からず。

### 「廓清会」の成立

公娼廢止は制度上の改善なり、為政者の決心能く之を断行するを得べく、之によりて良好の影響を社会に与え、又推して人心の改造を稱くべし。是れ目前事実の問題にして、空想の談理にあらず。

公娼は婦女自ら墮落して此に至るもの無きにあらずと雖も、是れ比較的少数にして、彼等の多数は其無智より来る。身を売りにて尊属の親を救はんを企て、是れを以て犠牲の行事と為す。此の如き古來の謬想に胚胎し、強者が弱者の人智を蹂躪し、婦女を物視して之を売買するの蛮習に外ならず。是れ私娼が自ら墮落して自ら其貞操を売ると相異なる所なり。且つ彼等自ら改悛して正業に転せんとするも、其自由を得ずして意に反するの淫行を継続す。是亦私娼と其状態を異にする者、而して国家之を公認して所謂廓清を維持し、貧賤敷業者を他の一般の職業と同視し、醜業より税を徴して之を保護するの結果、貧賤敷主人は其不義に得たる富力によりて、其醜位地を掩飾し、得々として社会に飛揚し、基きは公職を帯びて官民を代表するに至る。論者或は此事実の成跡を尤むるも、是れ公娼制度必然の結果にして、原因に一大誤想を有す。此醜陋の事実を現わすは毫も怪むに足らざる也。公娼の制度は昭代の一大汚害なるが故に、断じて之を廢絶せざる可からず。然れども是れ制度に属する外的改革の主張のみ。内的進修は別に許多の努力を要す。外的作用内の進修相俟つて而る後風紀廓清するを得べし。疾を療せんとする者は、内治外療、両ながら廢す可からず。公娼廢止は風紀、

## 「廓清会」の成立

廓清の外科的一方法のみ。更に進みて男女貞潔の徳操を奨めんとするは本会の目的にして、是れ宗教教育法律政治等各般の勢力の援を求め、又學術調査を要する所以なり其終極の目的は各個多年の努力によりて之を達するを期せんとす。

廓清会創立の準備委員は当代のもっともすぐれた思想家と実践者の一大結集であった。この趣意書も実に覚醒の美文章であつて、達意してあますところのない論述の行間にはげしい気概がみちている。ここにもっとも率直簡明に廓清会成立の趣意が凝縮して、とみてよいであらう。

「廓清会規則」は全文で十五条である。第三条には、本会の目的として「公娼制度を廃止し推して男女間に貞潔の徳操を進むるにあり」としている。事業として、毎月一回の「廓清」の発行、出版、公開演説会、帝国議會への請願、当局官庁への公娼廃止難白、公娼廃止の善後策の攻究、娼妓救済をあげている。さらに、調査部を設け、公娼と現代思想、遊廓その他花柳界の調査（婦女誘拐、口入業者、貸座敷業、娼妓の出身、現状、成行）、その他法規、衛生、風紀、教育、経済、公権、外国事情、芸妓酌婦、畜妾、私通姦通、離婚、婦人問題一般の研究など多面的な分野を設定して総合的システムを考えている。

発足時における本部役員は、顧問に大隈重信、会長、島田三郎、副会長、矢島樞子、同、安部磯雄、会計、山本邦之助、理事、矢吹幸太郎、山田弥十郎、益富政助、小崎千代子、鳥貫兵太夫らであった。廓清会発起人、評議員は四四名。さきの本部役員も加わ

っている。他の主な評議員としては、林歌子、徳富久子、根本正、植村正久、浮田和民、山室重平、山室機恵子、松村介石、小崎弘道、江原素六、安藤太郎、島田三郎、湯浅治郎らの名があがっている。発起人の代表は江原素六であった。ベストメンバーを糾合して事態に対処する廓清会の姿勢がうかがえるというべきである。発会式の当日、発起人総代として廓清会発会式開会の辞を江原素六がのべて「諸君、抑も此廓清会を計画しましたは、徒らに倥傯悲憤、以て快とするような軽燥な企ではありません、又、徒らに公娼を憎み卑しむといふでもありません」とことわって、さきの役人の名を披露したのである。

### III 「廓清」発刊当時の論説

すでにふれたように、廓清会の機関誌として発刊された「廓清」の第一号は一九一一年（明治四年）七月八日、発会式当日の日付で発行されている。これ以降「廓清」はわが国の娼妓運動のもっとも戦闘的で、重厚な機関誌として著名人の執筆をくわえて大いに覚醒の役割をになつていくのである。第一号には、論議（論説の意：小倉）として「公娼廃止論」（伯爵大隈重信）、「当局者並に教育家の覚醒を促がす」（東京麻布中学校長江原素六）、「空論に準ずる実地の問題也」（衆議院議員島田三郎）、「公娼制度と社会の風儀」（早稲田大学講師 安部磯雄）「此罹災者を救へ」（鉄道青年会理事 益富政助らが寄稿している。雑纂として「吉原の代表者と語る」（救世軍大佐 山室重平）「海外醜業婦の惨状」、

(組合教会牧師 小崎弘道)らが執筆している。「廓清」の第二号は、翌八月一日の発行で、発会式当日の講演を収録している。大隈重信は「公人と公德」と題して、とくに、公人に私徳なるものなし、当時の貴紳、頭官要路の人々に対して「平然として所謂待合料理店に出入し、剩さへ国家の大政を議するにも動もすれば斯くの如く醜態なる場所に於てするあり、之れ天下の怪事にあらざして何ぞ」と公人の公德をかえりみざることをつよく糾弾し、徳教は目より入りて耳より入らずという福沢諭吉の言を引用し、修身と治政の脈絡を説き、廓清会の発足をリンカーンの意気精神、奴隸解放に比して協力の辞をのべている。(「廓清」第一巻、二号 九—一二頁)

廓清会々長に就任した島田三郎は発会式当日の演説、「廓清会組織の趣意」を二号と三号に分載している。これは、たんに、売娼問題のみでなく、明治維新以後の「革政」の評価につらなる文明批評となっている。島田は維新後の最も光輝ある二革政は、一は穢多の廃止、一は拷問の廃止であるという。島田は今日の当局者が廃娼を猶予するが如く優柔不断であったならば、とうてい穢多解放はできぬ、準備ができぬから解放できぬでは実行は不可能である。人權尊重の鮮明なる旗幟がこれを成しとげたと論じている。ついで、拷問を廃絶せしめた事情について、当時(明治八年)、フランスより法律顧問並びに法律教師として来日していたボアンナード氏が、此拷問の惨たんたる苦しみの声をきいて、驚倒し、いかに文物の移入、法律の講義をしても何の益もないと決

## 「廓清会」の成立

然たる態度をしめしたので、司法省当局は裁判官の意に反して拷問を廃止することとした。「若し夫れ今日廃娼を行ふの時機にあらず、廃したら衛生に困るとか、乃至一般の官民に伍して困るとか云ふが如き姑息な議論をなすに至つては、明治八年の拷問廃止に反対した裁判官のそれよりも遅鈍なる所の考であると思ふ」とのべている。さらに、アメリカの奴隸と我公娼の比較を論じ、アメリカの奴隸は、自由の束縛にすぎないが、公娼は淫行を強制するもので、奴隸制よりも罪惡、慘酷なものとして断じている。公娼と私娼とを区別し、私娼なるものは自ら墮落して、社会の暗黒面に陥つた所の言わば自己の罪惡の報罰で悔悟すれば即時に止めうるものである。ところが公娼は、誤れる社会慣習のもと親のために身を束縛されて免れんとして免る能わざる点に判然たる区別がある、これを許すのは、「国家的淫徳の行為」であるという。これは売春論としても、きわめて明快であつて、公娼制への集中攻撃をそらすための私娼論にきっぱりとした批判を提起しているといえよう。島田は内科療法、教育の力、宗教道徳の力によって、人々の意見をたかめる方法と外科的療法の二途をあげ、「目前、拷問の如き、穢多の如きを見て、世の中が進んだならばなくなるだろう。人も平等になるであろうと云うて之を其儘に為し置たらば依然たる文久慶応の日本なりと云わざるを得ぬ。故に内科的療法も必要であるが、快刀乱麻を断つ外科的療法も有力なるものでなくてはならぬ」とのべて、当局者の公娼廃止を阻止する遁辭を鋭く封殺しようとしている。さらに「東洋の大帝国は世界第

## 「廓清会」の成立

一の淫乱国か」「日本は世界における醜業婦の本場乎」と国際的視野より公娼制度の非をつき、多くの困難はあるが、*「娼娼の時機漸く近けり」*として廓清会の目的をかかへて広い範囲の改革策への貢献をあきらかにしたのである。島田の見解は、すでに明治二十年代より、娼娼運動に挺身してきた論理と実践にうらうちされた巾のひろいしかもつくべきところを的確に指摘した大演説であった。

安部磯雄は「人道問題として公娼制度を論ず」と題して、わが国の倫理思想の混乱を指摘しとくに、女子が孝悌の強制により家族制度の犠牲になる点を指摘した。一人の生命を擁護するにも国家の力を以てしなければならぬという立場からだちに、人道問題として、あらゆる枝葉のとりこし苦勞をやめて一日も早く全廃せよと訴えている。「廓清」の第一巻・第二号には山室軍平も寄稿し「何故自由廃業を奨励するか」と題し、(一)彼等を「闇黒に住む国民」、(二)罪の生涯より救はん為なり、(三)彼等(娼娼)の権利を擁護するためなり、(四)貸座敷業者を覚醒せん為なり、(五)公娼制度を打破せん為なり、(六)国民に純潔の徳を教へん為なり、と各項目にわたって、具体的に公娼問題の存在を詳細に論述している。

法学士、鈴木文治は、「警察官諸氏に与ふるの書」の一文をも寄せて、「明治三十三年十月、内務省令第四十四号の娼妓取締規則第十二条には、娼妓の通信、面接、文書の閲読、物件の所持、購買其他の自由を保障す。然も事実には完全には此保障を受けつつある娼妓は果してこれありや否や、同規則第五条には所謂娼妓

の自由廃業を認め、同第六条には何人も此自由を妨害するを得ざる旨を規定す。これらの各章は果して忠実に履行せられつつありや否や、予輩は履行如何を疑ふと言はんよりも折角の取締規則は殆んど空文徒法となりうせんとする場合少からざるを見るものなり」、鈴木文治は娼娼への途を志向しつつ、当面、内務行政、警察行政において、国家政策が公娼を是認するのは明らかに矛盾であるが、政策の論評は暫く之を措き、せめては唯一の緩和利たる取締規則の履行をすべく希望したのである。これは、警察権力が、貸座敷業者や地域ボスに加担し、業者の娼妓取締規則の無視や人身の傷害をともしぬる処過や、沖野岩三郎によって、いみじくも「脱廓」と表現されたり自由廃業を求める娼妓をかえって拘束し、脅迫的態度で廃業を阻止するなど目にあまるが多かったことへの痛烈な批判となっている。のちの労働組合及愛会の鈴木文治の発言としてみるときわめて興味ぶかい。

廓清の二号では「反響」という欄をもうけて和歌山新報、京都日出新聞、下関日出新聞ほどの記事を転載している。そして「To Abolish License System great meeting to promote crusade against the Yoshiwara」という見出しで各論者の発言の要旨をつたえた Japan Times の記事も原文のまま転載している。その他ジャパンアドバタイザー、チャパンスールなどの外字新聞にも記事がのり、日本の各新聞も連日発会の意義をつたえ、編集子をして、吾人は決して時の非にあらざるを知る」といわしめてい

また「彙報」欄を設けて、関係団体のうごきや、売春問題に直接間接の関連のある社会記事をも収録するスタイルをとっている。また各号において、「朝野諸名士と廓清会」という談話ものをのせている。二号では山路愛山が発言している。しかしこれは、やや奇矯でさらに廢娼問題への正当な認識を欠く発言であって、諸家の卓説のあいだにあって誤謬を犯しているようである。女郎屋は穢多の一種族ならん。遊廓は皆穢多村の近所に持つて行くがよい。良民の子女と醜業者の子女の教育を分離せよ。高等教育を受けしむる勿れ、官吏、名譽職となるの権利を剝奪せよ。などの主張がある。当時の極論を反映しているかもしれないが、江原素六、島田三郎、山室軍平らの正論にはとうてい伍しかねる差別的な内容のものであった。

また、欧米人の公娼観、来朝せる外国名士の觀察などをとめて収録したのも「廓清」の一特色というべきであろう。

第四号（明治四十四年十月）―第六号（同十二月）にいたる主な論説についてとりまとめてみると、根本正、安部磯雄、山室軍平らの再度の執筆とともに、田中正造が「改良の余地なき悪制度」、大江卓が「売奴の新風再燃せむとするを防ぐべし」の二篇をおくつている。さらに柏木義円が「群馬県廢娼略史」を寄稿している。興味ぶかいは、記者による探訪もので、「吉原の妓夫と語る」として、うらのうらからみた公娼の収奪と搾取のからくりをえがっている。第五号では、巻頭に、スタンフオード大学総長、ドクタージョルダン氏の「断じて吉原を再興する勿れ」、

### 「廓清会」の成立

英国廢娼同盟英国支部幹事グレゴリー氏の「世界に於ける廢娼問題」をかかげ、その他、日本娼妓史、医師の見解、芸娼妓口入の探訪などが紙面をかざっている。六号では、山室軍平が有名な「貸座敷業者に与ふるの書」をのせて、山室独特の平易で丁寧な表現で業者への説得をこころみる一文をかかげている。矢島樞子、島田三郎夫人もそれぞれの立場から小論を寄稿している。第五号より、監輯が島田三郎、矢島樞子、安部磯雄、山室軍平と表紙に明記され、主幹として益富政助があたっている。表紙には「廓清は公娼問題の外社会及家庭其他一般男女問題の解説を期す」という標語がすりこまれた。（前掲写真参照）

財政については矢島樞子、ゴルドン夫人、キリスト教老人会の援助があり、賛助会員をつのり、各界への同情を訴えている。第一回の寄附者芳名録によると大隈重信か五十円、キリスト教老人会三十円、山室軍平十七円を筆頭に田中正造、浮田和民など五円―一円の著名人寄附者が名をつらねている。

廓清会そのものの活動、展開はここでの主題ではないが、大正一昭和にかけて、各地に支部ができて活潑なうごきをしめし、救世軍、婦人矯風会とともに婦人解放運動の重要な一翼として廢娼運動推進の母胎となった。売春防止法は昭和三年に成立し、廢娼運動八十年のめざした目的は一応達成された。この輝かしい成果にいたる廢娼運動史の系譜にとつて、この廓清会の成立は一つの重要な出来事であり、重い意味をもっているというべきであろう。

## 「廓清会」の成立

### 附記

資料のそれぞれは、同志社大学人文科学研究所第一研究、キリスト教社会問題研究所の所蔵資料を利用した。小稿は、さきに発表した「廢娼論の輪廓―山室軍平の主張」（キリスト教社会問題研究九号）につづくもので、廢娼運動史の系譜を描く一つの研究ノートである。利用資料については、廢娼運動のもっともすぐれた運動家としての廓清会常任理事・伊藤秀吉氏から全国でも稀賤となっている「廓清」のバックナンバー全冊をキリスト教社会問題研究会に割愛をうけたこと、この前後私自身が直接に伺って資料・考え方について種々教示いただくことができたことを感謝をもって付記したい。